

平成28年12月26日開催

新庄市農業委員会第31回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年12月）議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日（月）10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 星川 豊 | 2番 | 高橋 眞 |
| 3番 | 高橋 和彦 | 4番 | 樋口 彦弥 |
| 5番 | 高橋 敏行 | 6番 | 海藤 芳正 |
| 7番 | 伊藤 忠男 | 8番 | 今田 則雄 |
| 9番 | 畠腹 銀蔵 | 10番 | 佐藤 義一 |
| 11番 | 小嶋 忠昭 | 12番 | 柏倉 嘉門 |
| 13番 | 佐藤 喜代志 | 14番 | 浅沼 玲子 |
| 15番 | 井上 茂雄 | 16番 | 吉野 昭男 |
| 17番 | 星川 勇吉 | 18番 | 清水 哲夫 |
| 19番 | 笹 行也 | 20番 | 三原 常男 |
| 21番 | 齋藤 謙二 | | |

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 138号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 139号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 140号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 5 | 議案第 141号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議案第 142号 新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について |
| 日程第 7 | 報告第 70号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 71号 2アール未満農地転用届出について |
| 日程第 9 | 報告第 72号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局長 | 荒澤 精也 | 主 事 | 渡部 瑞姫 |
| 主 事 | 鈴木 啓太 | | |

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第31回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第31回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番の今田則雄委員と9番の畠腹銀蔵委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の渡部瑞姫君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第138号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第138号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの9件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、19日に調査いたしました。双方合意での賃借権設定ですので、問題ないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区2番について、19日に調査いたしました。△△さんと△△さんの親戚同士による贈与ですので、問題ありませんので、よろしくをお願いします。なお、農地法第18条第6項関連です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区3番につきまして、12月20日に調査いたしました。この農地は以前より、△△さんが農地利用集積計画で耕作していた土地でした。数年前の農振地域の見直しに伴い農振から外れたということで、今回3条で新規の賃借権を設定するということですので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄4番について、19日調査いたしました。△△さんと△△さんは親子でして、同一世帯での贈与ということでしたので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、12月20日に調査いたしました。この土地につきましては、昨年まで小作をしていた方が離農のため、今年1年間につきましては借り人の△△さんが管理していた土地で、来年からは△△さんが耕作するということですので、問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番について12月20日に調査いたしました。△△さんの農地は、△△さんの隣にありまして、△△さんが耕作するということでしたので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区3番につきまして、12月20日に調査いたしました。△△さんと△△さんは、親子関係で、経営移譲年金受給のための使用賃借権設定でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

20日に調査いたしまして、△△さんと△△さんは、親子であり、同一世帯で経営移譲年金受給のための再設定でありますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番について12月20日に調査いたしました。売買による所有権移転ということで、対価についても双方合意ということでした。スイカ栽培をしたいということで、経験者が栽培するということでしたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第138号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第138号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案139号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第139号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番。この農地は△△さんの家の裏にある農地ですが、家庭菜園及び雪捨て場として利用するための農地転用です。問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第139号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第139号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第140号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。ここで、高橋敏行委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第140号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区1番までの5件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、5件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について調査報告いたします。△△さんと△△さんは合意解約で問題ありませんでした。この土地の耕作者も決まっております、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番について、19日に調査いたしました。△△さんと△△さんの親戚同士の解約であります。問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄3番について、20日に調査いたしました。△△さんが、高齢のため、野中まで来て耕作することが難しいということで、合意解約ということになりました。また、この土地は耕作者が決まっておりますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、12月21日に調査いたしました。これは両者合意での解

約でありますけれども、離作補償については、1反歩分を10年間分ということで、この金額になったそうです。また、この土地を来年以降どうするかについては、この案件決定後に貸し人が考えるということでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、12月20日に調査確認いたしました。両者合意での解約でありますので、問題ありませんでした。よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第140号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第140号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程5、議案第141号農用地利用集積計画についてを上程いたします。ここで畠腹銀蔵委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席を求めます。暫時休憩。

<「畠腹銀蔵委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第141号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番の25件
ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、25件について、ご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農
用地利用集積計画の賃借権設定17件、所有権移転8件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第141号農用地利用集積計画
について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第141号農用地利用集積計画については
原案のとおり可決決定されました。

ここで退席委員の入場を認めます。暫時休憩。

<「畠腹銀蔵委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に、日程第6、議案第142号新庄市農業委員会農地利用最適推進委員の委嘱等に関
する規則の制定についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお
願いします。

○事務局

議案第142号新庄市農業委員会農地利用最適推進委員の委嘱等に関する規則の制定
について、議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあつた新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第142号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定について、原案のとおり決することに
ご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よつて、議案第142号新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の制定については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区2番までの11件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上11件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よつて、報告第70号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第71号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第71号2アール未満農地転用届出について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきまして、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上1件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第71号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第71号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区3件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第72号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項については可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年12月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 今田 則雄

議事録署名委員 畠腹 銀藏